

45 四大節拜賀式等の場合学校長の訓話又は誨告の件通牒

〔昭和十二年十一月〕

発秘五五七号	〔注記1〕
定決裁	11月10日
文書課長	〔有原〕
送発	11月15日
起案者	〔堀田〕

昭和十二年十一月二日起案 庶務掛長

大臣了 次官 〔伊東〕 秘書課長 〔堀田〕

専門学務局長 〔山川〕

普通学務局長 〔藤野〕

実業学務局長 〔小笠原〕

通牒案

年月日

官公私立専門学校以上ノ各学校長宛

地方長官

通牒

新年、紀元節、天長節、明治節、拜賀式等ノ場合ニ 御真影ヲ

奉戴セル学校ニ於テ〔ハ〕御真影ヲ開扉ノ儘学校長ノ〔訓話又

ハ〕誨告ヲナス〔儀ニ付〕〔コトニ関シ〕応々問合セノ向有之モ右

ハ〔差支無之〕〔可然儀〕ニ付御了知相成度

尚訓話又ハ誨告〔ノ際〕ハ〔ナルベク〕御真影奉掲所ノ直前ヲ避

ケ左右何レカノ〔場所〕位置ニ於テ行ハレ度〔為〕念

〔下 札〕

備考

本件ハ〔堀田〕秘書課長ト宮内省本多総務課長ト打合済

〔加筆〕決定ノ事

四大節拜賀式（小学校儀式例）

一、着席

二、敬礼（楽器合図）

〔加筆〕三、御影ノ帳ヲ開ク

〔加筆〕四、唱歌「君ケ代」斉唱（二回）

〔加筆〕五、最敬礼（楽器合図）

六、勅語捧読

七、唱歌「勅語奉答の歌」斉唱

〔加筆〕八、学校長誨告

九、唱歌（当日相当ノモノ）斉唱

一〇、御影ノ帳ヲ閉ツ

一一、敬礼（楽器合図）

一二、退席

〔加筆〕〔宮内省本多総務課長ト打合済〕

発秘五五七号	〔注記4〕
定決裁	2月17日
文書課長	〔有原〕
送発	2月18日
起案者	〔堀田〕

昭和十三年二月十五日起案 庶務掛長

秘書課長 〔堀田〕

〔注記6〕

〔堀田〕

回答案

(注記5)

年月日
山口県知事宛

秘書課長

回答

本年一月二十五日付学第三六八六号ヲ以テ新年、紀元節、天長節、明治節拝賀式等ノ場合ニ御真影ヲ奉戴セル学校ニ於テ御真影ヲ開扉ノ儘学校長ノ訓話又ハ誨告ヲナス件ニ関シ御照会ノ処右ハ御見解ノ通りニ付御了知相成度

学第三六八六号 (注記7)

昭和十三年一月廿五日

山口県知事 戸塚九一郎 印

文部大臣官房秘書課長殿

四大節拝賀式等ノ場合学校長ノ訓話又ハ誨告ノ件

昭和十二年十一月十五日発秘五五七号ヲ以テ四大節拝賀式等ノ場合御真影ヲ拝戴セル学校ニ於テ御真影ヲ開扉ノ儘学校長訓話又ハ誨告ヲ為スコトハ可然儀ナル旨御通牒相成候処右ハ御真影ヲ開扉ノ後之ヲナスモ「差支無之」トノ意ト心得「必ズ為スベシ」トノ意ニハ非ザルモノト解シ候モ尚聊カ疑義ニ付何分御指示相受度此段及照会候也

追テ本県ニ於テハ従来閉扉ノ後行ヒ居候次第ニ付為念申添候

(注記1)

「例規」

(注記2)

「済」

(注記3)

「三〇」(簿冊内件名番号)

(注記4)

「例規」

(注記5)

「済」

(注記6)

「記録掛/14・3・6/受領」

(注記7)

「文書課長閱了」

(注記8)

「文部省/発秘557/昭和13・4・28」

(下札)

④種別 い一/聯繫 /登録追加 /件名 直轄学校等へ通牒
四大節拝賀式等ノ場合学校長ノ訓話又ハ誨告ノ件/番号 /結了
年月日 昭 一二 一一 一五/保存年限 ムキ/枚数 4

〔自大正12年11月至昭和21年5月
帝室ニ関スル総規 第2冊〕
文部省⑨ 3A.30-5.1045